

手 数 料 表

株式会社エイアールティ

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>2,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 % (または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 % (または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 % (または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000 円 活動 1 日当たり 10,000 円 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 % (または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 % (または 円)</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

返戻金制度について

当社より紹介し採用された求職者(以下単に「求職者」とします)に係る雇用契約が短期間で終了した場合(求職者の一身上の都合により退職した場合に限ります)、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣により紹介をし採用された場合、および、派遣先から求人を受け付け、当該派遣先で就業した派遣労働者を紹介し採用された場合には、紹介手数料の払い戻しはいたしません。

許可番号 1 4 ー ユ ー 3 0 1 0 2 7

事業所の名称及び所在地 株式会社エイアールティ

横浜市都筑区池辺町 4 7 0 4 三留ビル 3 0 2